

## 関係市町村からの意見書及び要望書について

## (1) 常総市議会

## 保健所再編に伴う常総保健所の廃止に対する意見書

茨城県では、保健所の再編計画として、今ある12箇所の保健所を9箇所に集約しようとしている。常陸大宮保健所及び鉢田保健所は廃止といつても、窓口機能を残す方針であるのに対し常総保健所は廃止である。

保健所の役目は大規模な食中毒、感染症の発生防止、災害時の住民の健康管理などの地域の生活衛生に関する行政を担う大事な機関であると位置付けられている。

常総市は平成27年関東・東北豪雨大水害の最大の被災地であることは記憶に新しいが、過去には鳥インフルエンザが発生した地域でもある。まだまだ回復復興の途次にあり、井戸水の感染など住民の健康に油断できない状況となっている。先の水害ではっきりしたように、地域の構造から見ても大雨が降れば洪水の大被害になることは今後も考えられ、どんな強固な堤防をつくっても壊れない堤防はないとする国の見解からすれば、住民の健康に責任を持つ保健所を廃止するなど、とても認められない。

今回の保健所再編計画は、行政の使命を忘れた策であると思われるため、直ちに計画を撤回し、常総保健所の存続を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月14日

常総市議会

茨城県知事 大井川 和彦 殿

## (2) 大子町議会

### 常陸大宮保健所の存続を求める意見書

今回の保健所再編案は、二次保健医療圏が保健所の所轄区域と一致すべきと考える国の指針に配慮したものと察する。

大子町が属する二次保健医療圏（常陸太田・ひたちなか保健医療圏）は、太平洋に接するひたちなか市から、福島県・栃木県と三県境を接する八溝山がある大子町までを擁した、遠距離、広大な医療圏である。

この常陸太田・ひたちなか保健医療圏に保健所を一つにするのであれば、地理的条件を鑑み、広大な医療圏の中央部に位置する常陸大宮保健所を拠点とすることが公平、妥当である。今回の素案にみられるような、広大な医療圏の南端部に位置するひたちなか保健所を残す判断は、県北側の端部に位置する大子町の住民感情に大きな絶望感を与え、居住意欲を消滅させることになる。合理化優先の行政判断が、県北地域の過疎をさらに促進させるスイッチとなってしまうことは明白である。

常陸大宮保健所を廃止し、ひたちなか保健所を残す判断理由が、居住人口のバランスによるというのであるなら、前述したように、今後はさらに人口バランスを崩し、県北の過疎地域が崩壊してしまう危険をはらんでいる。

そもそも、人の多いところを優先しようという人口バランス第一主義が、保健所再編を判断する指標として妥当なのだろうか。指標として公平、有効に機能するのであろうか。

大子町は、観光地として宿泊施設が多い。住民だけでなく観光客を対象とした飲食店も多数ある。県最北部でありながら、病床を持つ医療機関が6施設もある。季節ごとに多彩なイベントや催し物を開催し、著しい人口減少に悩みながらも、住民は活力創出に努めている。こうした背景を踏まえると、大子町が保健所と関係が疎遠な地域であったとは言い難い。大子町は人口が少ないのであるが、保健所との縁が少ない地域とは決して言えないである。

また、大子町は高速道路もなく、移動時間に絶対的なハンディを背負っている。公共交通である水郡線が人の動線の基礎となり、人々の交流は水戸を起点とした国道118号や水郡線に沿って形成されてきた。国道6号を越えてさらに南東に位置する、ひたちなか保健所へのアクセスは、精神的、労力的、交通事情などから多大な負担を与えることは事実である。

昨年度、県内保健所で、所長兼任ゆえに非常時の対応に苦慮した事例を反省するのであれば、保健所を所轄区域の中央部に配置し、非常に所轄全域に均等な対応と迅速な指示が可能となる環境を構築する再編の実行こそ、反省を踏まえた進歩的な判断ではなかろうか。平常時のみならず、非常時までの状況を配慮して保健所を再編するのが本筋と断言する。

大子町議会は、以下の理由から、保健所再編案における常陸大宮保健所の廃止に強く反対し、存続を求めるものである。

- 1 国は、保健所が所轄する市町村と二次保健医療圏が一致する再編を望むが、机上の理論と現実論には常に隔たりが存在する。常陸太田・ひたちなか保健医療圏が一つの保健所で果たして対応できるのか、現実に即した検証が不足していると言わざるを得ない。
- 2 常陸太田・ひたちなか保健医療圏に、一つの保健所として所在地を選定した理由が「人口の多い場所を優先する」であり、保健所機能の実態を鑑みていない判断になっている。圏内の人口の交流動向、商業圏としての連鎖状況など保健所機能との関連性を熟考するべきである。
- 3 「非常事態が起こっても、遠隔地は人口が少ないので我慢しろ」と解釈せざるを得ない、地理的に偏った保健所の所在地選定である。

水戸保健医療圏の保健所にひたちなか市を所轄させ、常陸大宮保健所が、大子町、常陸太田市、那珂市、常陸大宮市を所轄すれば、人々の生活圏の動線に適合し、かつ地理的バランスのとれた保健所再編となるのではないか。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月14日

茨城県知事

殿

茨城県大子町議会



### （3）常陸大宮市議会

#### 保健所再編についての意見書

常陸大宮市を含む常陸太田・ひたちなか保健医療圏は、面積が広く、その東端に位置するひたちなか保健所に常陸大宮保健所を統合させる再編案は、人口減少が急速に進む県北西部の活力の低下及び住民や業者等の各種相談・申請手続きに係る影響のほか、感染症等発生時の迅速な対応等が懸念されるところであります。

また、万一、東海村の原子力関連施設で事故が起こった場合、隣接するひたちなか保健所がその機能を果たせるかといった懸念もあります。

常陸大宮市としては、常陸大宮保健所は県北西部の地域保健対策の拠点として、その役割は大変重要と考えており、保健所の再編に関しては、住民サービスの維持、災害時等への対応等、特段の配慮を強く要望するものであります。

#### 記

1. 常陸大宮保健所は、常陸太田市、常陸大宮市、那珂市及び大子町の3市1町の広域を管轄しており、その機能を維持し存続されたい。
2. 保健所再編については、住民サービスを維持し、災害時等への十分なる配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月20日

茨城県常陸大宮市議会

茨城県知事 大井川 和彦 様

#### (4) 銚田市議会

### 銚田保健所の廃止に反対する意見書

茨城県は、保健所の再編計画として、現在ある 12 の保健所を 9 か所に集約し、潮来保健所に銚田保健所を統合しようとしている。人口減少が進む鹿行北部地域の活力の低下及び住民や事業者の各種の相談・申請手続きに係るサービスの低下のほか、感染症発生時等の迅速な対応が、懸念されるところである。また、各種申請や相談窓口を残す方針としているが過去の事例ではその後、窓口も廃止となった苦い経験がある。

潮来保健所に統合されると、東関東自動車道水戸線の銚田・潮来間の接続がまだないことから、移動には、精神的・労力的にも多大な負担を与えることは明白である。

さらに銚田市は、東海第二原発から 30Km 圏内にあり、万一、事故が起きた場合、迅速な対応に不安感は拭えず、平時のみならず、非常事態までの状況を踏まえた配慮が本筋である。

以上のことから、住民の健康に責任を持つ保健所の役割に鑑みて、下記の事項を強く求める。

#### 記

1. 銚田保健所を現状のまま存続させ、住民サービスを維持し、災害時等への対応に十分配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

銚田市議会

茨城県知事 大井川 和彦 様



## (5) 錐田市

錐 健 第 234 号  
平成 30 年 6 月 29 日

茨城県知事 大井川 和彦 様

錐田市長 岸田



### 要　望　書

錐田市政の推進につきましては、日ごろから格別のご指導とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、茨城県において常陸大宮、錐田、常総の3保健所を廃止し、本所機能と管轄市町村を近隣の保健所に統合する方針が示されておりますが、本市は錐田保健所の統廃合について、以下の理由により中止を要望いたしますので、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

#### ○住民サービスの低下につながるものであること

錐田保健所及び潮来保健所の2保健所が所管する地域は、面積約 740 km<sup>2</sup>、錐田市の北端から神栖市の南端では直線距離で 70km 以上の距離があります。今後、1保健所に統合されればこの地域を1保健所でカバーすることとなり、窓口業務について住民の利便性が損なわれ、精神保健、難病対策、ハイリスク母子保健指導等においては専門的保健サービス機能が低下することは明らかであります。

これは南北に長い鹿行地域の特殊性であり、各種の届出や、特定疾患・難病生活相談に訪れる方や高齢者への配慮といった点からも問題があると考えます。

#### ○危機管理への迅速な対応に支障をきたすものであること

錐田保健所には、本市の地域保健対策の拠点として、様々な役割を担っていただいております。特に、精神医療に関する緊急時対応や、処遇困難事例への対応、災害時の情報収集や被害への即時対応、新型インフルエンザなどの新興・再興感染症対策等地域の危機管理については、錐田保健所が廃止されることにより、市との連携、綿密な連絡等々に支障をきたすことを懸念しております。

このほか、本市においては精神科や産科の医療機関がなく、水戸市や鹿嶋市はじめとする近隣市に立地する医療機関の利用が必要不可欠な状況にあります。このような状況下にあって、地域医療のネットワークづくりについては、錐田保健所には重要な位置で引き続き指導力を発揮していただきたいと考えております。今後こうした危機管理への対応や医療機関の連携のためには、専門性を持った職員配置などにより、保健所機能を強化することが必要です。

○原子力災害時の迅速な対応に支障があること

本市のうち大洗町に隣接する地域は、原子力施設から半径 30km 圏内に位置し、原子力災害対策指針（原子力規制委員会）で定められている緊急防護措置を準備する区域（UPZ）となっております。

原子力災害発生時においては、各保健所長は、県が設置する緊急医療センター長から医療救護班等を構成するチーム又は要員の要請を受けることとなっており、救護所の設置や医療救護班などにおける市との連携、迅速な対応が求められるところであり、保健所機能の継続が必要です。

以上のように、鉢田保健所は住民生活に必要不可欠なサービスが行われている機関であるとともに、存在自体が地域に安心感を与えていたる機関であります。住民の利便性や市との連携強化のため、鉢田保健所の統廃合について中止を要望いたします。

## (6) 常陸太田市

### 保健所再編に関する要望について

常陸太田・ひたちなか保健医療圏は、圏域面積が広く、常陸大宮保健所管轄市町とひたちなか保健所管轄市村の生活圏や交通事情等が異なることから、2保健所が配置されているものと認識しております。

今回の保健所再編において、保健所が遠方にあるということは、住民にとって各手続きの窓口、感染症や災害が起きた時の急な対応が困難になると思われ、人口だけでなく地理的条件などを考慮する必要があると考えます。

また、二次保健医療圏につきましては、今後、県道61号日立笠間線や国道349号バイパス4車線化などの道路整備が進められる中、交通事情や住民の生活圏の実態を十分に踏まえた圏域設定の見直しも必要があるものと考えます。

つきましては、保健所再編の検討に関しまして、住民の利便性を踏まえ下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

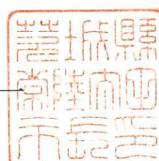
#### 記

- 1 各手続きの窓口や感染症や災害が起きた時の急な対応ができるように地理的条件を考慮した出張所として、以前あった常陸太田保健サービスセンター（常陸太田合同庁舎内）を復活させること。
- 2 交通事情や住民の生活圏の実態を踏まえた常陸太田・ひたちなか保健医療圏の二次保健医療圏域設定の見直しを検討すること。

平成30年7月6日

茨城県知事 大井川 和彦 様

常陸太田市長 大久保 太一



## (7) 常陸大宮市、那珂市、大子町

### 保健所再編に関する要望書

常陸大宮保健所が管轄する常陸太田市、常陸大宮市、那珂市、大子町は、県北西部地域として生活圏を共有し、水郡線や国道349号、国道118号を主要な交通網として水戸市ともつながりが深い地域ですが、ひたちなか保健所が管轄するひたちなか市、東海村とは、同じ二次保健医療圏でありながら、実質的には交流が希薄な地域あります。二次保健医療圏は、地理的条件等の自然条件や日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として医療を提供する体制の確保を図る区域となっておりますが、常陸太田・ひたちなか保健医療圏は、圏域面積が広く、常陸大宮保健所管轄市町とひたちなか保健所管轄市村の生活圏や交通事情等が異なることから、2保健所が配置されているものと認識しております。

今回の保健所再編において、管轄区域を二次保健医療圏に一致させ、複数の保健所が設置されている二次保健医療圏にあっては、より管轄区域人口の大きい保健所に管轄区域の小さい保健所を統合するとの考え方で、常陸大宮保健所とひたちなか保健所を統合するとの案が示されておりますが、人口だけでなく地理的条件などを考慮した再編案も検討する必要があると考えます。

また、平成32年に水戸市が中核市に移行し、市独自で保健所を設置することに伴い、県保健所管轄区域の変更を行うのであれば、早急に保健所の再編を進める必要はなく、二次保健医療圏の圏域設定の見直しを含めて、十分に検討すべきと考えます。

つきましては、保健所再編の検討に関しまして、常陸大宮保健所の現機能での存続を求めたうえで、下記のとおり要望いたしますので、特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

#### 記

1 地理的条件を考慮した、圏域中央に位置する常陸大宮保健所にひたちなか保健所を統合させる再編案も示して、比較検討すること。

なお、比較検討にあたっては、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）等関係団体の意見を十分に聴くこと。

2 圏域が広く、地域実情が異なる常陸太田・ひたちなか保健医療圏の圏域設定を見直したうえで、保健所の配置を検討すること。

平成30年7月9日

茨城県知事 大井川 和彦 様

常陸大宮市長 三次 真一郎



那珂市長 海野 徹



大子町長 綿引 久男

